

事業説明シート	3 乳幼児健康診査事業(継続)
---------	-----------------

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 3節 母子保健および児童福祉・少子対策の充実
 2項 乳幼児の健康管理体制の充実
 重点テーマ

【①事業の目的】 乳幼児の発達異常や疾病の早期発見と保健指導により、健全な発育・発達を促す。	【②事業の対象】 乳幼児 16, 238人（15年度見込み）																
【③全体事業概要】 ・4か月児、7か月児、10か月児健診、1歳6か月児、3歳児健診および2歳児歯科健診を実施する。 ・3歳児健診において環境保健サーベイランス事業を実施する。（14年度開始）	【④新年度事業概要】 ・4か月児、7か月児、10か月児健診、1歳6か月児、3歳児健診および2歳児歯科健診(№13から組み替え)を実施する。 ・3歳児健診において環境保健サーベイランス事業を実施する。 ・1歳6か月児健診と3歳児健診へ保育士を配置する。																
【⑤備考】 <table><tr><td></td><td>H11</td><td>H12</td><td>H13</td></tr><tr><td>対象者数 (人)</td><td>17,079</td><td>16,321</td><td>16,577</td></tr><tr><td>受診者数 (人)</td><td>15,548</td><td>14,962</td><td>15,087</td></tr><tr><td>受診率 (%)</td><td>91.0</td><td>91.7</td><td>91.0</td></tr></table>		H11	H12	H13	対象者数 (人)	17,079	16,321	16,577	受診者数 (人)	15,548	14,962	15,087	受診率 (%)	91.0	91.7	91.0	【⑥国県施策名】 乳幼児健診事業 【⑦国補助率】 1／3 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】
	H11	H12	H13														
対象者数 (人)	17,079	16,321	16,577														
受診者数 (人)	15,548	14,962	15,087														
受診率 (%)	91.0	91.7	91.0														

事業評価シート	3 乳幼児健康診査事業(継続)
---------	-----------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	受診率				
選定理由	全国的に事業の状況を比較できる				
計算・推計方法	受診者数/対象者数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	乳児96%幼児94%歯科90%	乳児96%幼児94%歯科90%	乳児96%幼児94%歯科90%	乳児96%幼児94%歯科90%	乳児96%幼児94%歯科90%
実績	乳児95%幼児91%歯科88%				

【②事業成果指標・備考】
 事業成果として、有所見者の追跡が妥当と思うが、乳幼児健診受診者の有所見の大半は、「症状及び診断不明確な状態」となっており、また、発達途上にある乳幼児の追跡結果の出る時期は、ケースにより個々銘々であるため、まとめあげるには困難であるので、全国的に事業の実施状況を比較出来る受診率とした。

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】
☐ 無 ☒ 有
 乳幼児健診の場に臨床心理士等や保育士を導入した健診体制とすることで、育児不安の軽減や育児支援の充実を図ることができ、児童虐待予防につながる。

【④民間事業との競合】
☒ 無 ☐ 有
 この事業は、秋田市医師会、秋田市歯科医師会に委託して行っている事業であり、市内で開業している小児科医、歯科医とも大半がそれぞれの会の会員のため、会員以外の開業医との若干の競合はあるが、問題とはならない。

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】

☒ 増加傾向 ☐ 不変 ☐ 減少傾向	育児不安や心に問題を抱える子どもを持つ保護者の身近な相談の場として、また育児交流の場として、話を聞いてもらえる安心の場が求められている。
---	--

[⑥市が今行う必要性]	
☐ 無 ☒ 有	育児支援として、乳幼児の発達異常や疾病の早期発見と保健指導により健全な発育・発達を促すため必要である。母子保健法第12条1項2項第13条

[⑦事業外部の条件整備(関連事業等)]	
☐ 問題無 ☒ 要配慮	秋田市医師会より、乳幼児の健全な発育・発達のためには、乳幼児健診委託料は、包括診療(健診だけでなく、一定の検査項目までを定額で行うことができる)として行うのが適切との要望がある。

06保健 3

事業説明シート	6 妊産婦保健事業(継続)
---------	---------------

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 3節 母子保健および児童福祉・少子対策の充実
 1項 妊産婦の健康管理体制の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【①事業の目的】 妊娠および出産後の母体の健康管理を行うとともに、育児において最も注意を必要とする新生児期の順調な発育・発達を促す。	【②事業の対象】 妊娠の届出により母子健康手帳及び秋田市の妊婦健康診査受診券の交付を受けた妊婦約2,851人																
【③全体事業概要】 医療機関方式による妊婦健診、および保健指導を必要とする妊産婦、新生児に対する訪問指導を実施する。	【④新年度事業概要】 ・医療機関方式による妊婦健診、および保健指導を必要とする妊産婦、新生児に対する訪問指導を実施する。 ・妊婦健診を充実させるため、新規の検査項目のC型肝炎、エイズ、成人T細胞白血病の検査の追加、および妊婦歯科健診を実施する。																
【⑤備考】 <table><tr><td></td><td>H11</td><td>H12</td><td>H13</td></tr><tr><td>受診券交付件数（人）</td><td>5,507</td><td>5,850</td><td>5,779</td></tr><tr><td>妊婦健診受診者数（人）</td><td>5,257</td><td>5,356</td><td>5,354</td></tr><tr><td>受診率（％）</td><td>95.5</td><td>91.6</td><td>92.6</td></tr></table>		H11	H12	H13	受診券交付件数（人）	5,507	5,850	5,779	妊婦健診受診者数（人）	5,257	5,356	5,354	受診率（％）	95.5	91.6	92.6	【⑥国県施策名】 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】
	H11	H12	H13														
受診券交付件数（人）	5,507	5,850	5,779														
妊婦健診受診者数（人）	5,257	5,356	5,354														
受診率（％）	95.5	91.6	92.6														

事業評価シート	6 妊産婦保健事業(継続)
---------	---------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	妊婦健診受診率				
選定理由	妊娠中の母体の健康管理を行い、安全な出産に結びつけることが大切				
計算・推計方法	受診者数／妊婦健診受診券交付件数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	98%	98%	98%	98%	98%
実績	92.6%				

【②事業成果指標・備考】
 妊婦健診は、妊娠・出産の安全性を確保するために行われている健診なので、対象となる妊婦が確実に定期的に受けることが望ましいため、また、全国的に事業の実施状況を比較出来る受診率とした。

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】
☐ 無 ☒ 有
 C型肝炎、エイズなどの健診にはプライバシーの保護が必要であり、利用者の希望に応じた健診体制や、結果通知の方法など検討が必要である。

【④民間事業との競合】
☒ 無 ☐ 有
 妊娠から出産までに定期的に受けるべき妊婦健康診査のうち、前期に1回、後期に1回及び超音波検査1回を公費負担にしているものなので、競合は、あり得ない。

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】
☒ 増加傾向 ☐ 不変 ☐ 減少傾向
 全国的にエイズ、C型肝炎等の感染者が増加傾向にあり、特に若年者の性感染症(STD)の増加が認められ、その中に、複合感染として潜んでいることもあり得るので、母子感染を防ぐため、検査の必要がある。

【⑥市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	少子化対策の一環として、妊婦健診の経済的負担の軽減を図るため、また、妊産婦の母体の健康管理および新生児期の順調な発育発達を促すため必要である。エイズ、C型肝炎等の感染者が増加傾向にあり母子感染を防ぐ必要がある。母子保健法第11条第13条第17条
【⑦事業外部の条件整備(関連事業等)】	
○ 問題無 ● 要配慮	・ C型肝炎等検査は、受診者の希望に応じた検査が受けられるよう、検査項目の組み合わせや委託料、プライバシーを配慮した検査結果の通知方法、感染者の把握方法など医師会と調整を図る必要がある。

06保健 6

事業説明シート	9 老人保健事業（健康相談等）（継続）
---------	---------------------

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 5項 健康教育および相談・指導体制の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【①事業の目的】 健康な生活習慣についての知識普及、および生活習慣の効果的な改善方法を修得できるようにすることにより、健康的な生活の維持と、生活習慣病の発病を予防する。また、一人暮らしや痴呆性高齢者に対する訪問指導の強化により、要介護状態となることを予防する。	【②事業の対象】 40歳以上の市民約111,000人 一部骨粗鬆症予防対策として20歳～39歳の女性 約42,000人
【③全体事業概要】 ・健康手帳の交付、健康教育、健康相談、および訪問指導を実施する。健康教育については、耐糖能異常をはじめ喫煙、高血圧、高脂血症についても、順次、個別健康教育として実施していく。 ・地域ぐるみの健康づくりを推進している保健推進員（14年度36地区に設置）と共に公民館や集会所等で、健康相談・教室を開催する。 ・17年度に訪問指導車2台を更新する。（経済産業省クリーンエネルギー自動車普及補助事業を活用）	【④新年度事業概要】 ・健康手帳を交付（6,000冊） ・健康教育、健康相談、訪問指導を実施する ・個別健康教育として、喫煙を対象に実施する。 ・骨粗鬆症予防対策としての健康教育と骨粗鬆症検診の事後指導を充実させる。（骨粗鬆症予防対策事業からの組み入れ）※№10骨粗鬆症予防対策事業から移動、20歳以上の女性対象 ・在宅寝たきり者等に対して口腔ケアの普及啓発活動を実施する。（№7在宅寝たきり者歯科健診事業から移行）
【⑤備考】 平成17年 訪問指導車2台を更新する。（経済産業省クリーンエネルギー自動車普及補助事業）	【⑥国県施策名】 老人保健事業 【⑦国補助率】 1／3 【⑧県補助率】 1／3 【⑨起債充当率】

事業評価シート	9 老人保健事業（健康相談等）（継続）
---------	---------------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	40歳以上の市民に対する延べ実施者数の割合				
選定理由	実施状況の動向を示す。				
計算・推計方法	延べ実施者数／40歳以上の市民				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績	13.8%				

【②事業成果指標・備考】
 目標設定せず、実績表示とする。

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】

○ 無 ● 有	生活習慣の改善を効果的に行うため、集団教育から、個別教育への切り替えが必要である。
---------	---

【④民間事業との競合】

● 無 ○ 有

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】

☒ 増加傾向 ☐ 不変 ☐ 減少傾向	生活習慣病予防や介護予防への関心が高まっている。 参加者・実施者数の推移 平成11年度17,992人 平成12年度 18,519人 平成13年度15,293人
---	--

【⑥市が今行う必要性】	
☐ 無 ☒ 有	生活習慣改善を行うことで、介護予防、医療費の抑制が図られる。 老人保健法第13条、第14条、第15条、第19条

【⑦事業外部の条件整備(関連事業等)】	
☐ 問題無 ☒ 要配慮	職域の健康管理との連携や地域保健推進員活動との連携が必要である。

06保健 9

事業説明シート	11 老人保健事業（健康診査）（継続）
---------	---------------------

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 4項 各種検診の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【①事業の目的】 がん、脳卒中、心臓病、高血圧、糖尿病等の生活習慣病の予防および早期発見、早期治療のために実施する。	【②事業の対象】 ・40歳以上の市民約111,000人。 ・子宮がん、乳がんは、30歳以上の女性約88,000人。
【③全体事業概要】 ・基本健康診査および肝炎ウイルス検診、胃がん検診、子宮がん検診、乳がん検診、大腸がん検診、胸部総合検診（結核検診と肺がん検診）歯周疾患検診を実施する。 ・新たに生活習慣病のひとつである骨粗鬆症を予防する対策として骨粗鬆症検診を実施する。 ・受診者の利便性と受診率の向上のため、胃がん検診の医療機関方式等の導入、および、乳がん検診の精度を高めるため、マンモグラフィ検査導入を検討する。	【④新年度事業概要】 ・基本健康診査、肝炎ウイルス検診、各種がん検診、胸部総合検診、歯周疾患検診を実施する。 ・胃がん検診の受診勧奨を実施する。 ・新規に40歳と50歳の女性を対象に節目検診として、骨粗鬆症検診を実施する。
【⑤備考】	【⑥国県施策名】 老人保健事業（がん検診を除く） 【⑦国補助率】 1／3 【⑧県補助率】 1／3 【⑨起債充当率】

事業評価シート	11 老人保健事業（健康診査）（継続）
---------	---------------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	受診率				
選定理由	受診率の向上が生活習慣病の早期発見・早期治療につながる。				
計算・推計方法	受診者数／対象者数				
留意事項	基本健康診査・胃がん検診・乳がん検診				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績	基本30.7% 胃がん4.4% 乳がん12.2%				

【②事業成果指標・備考】
 目標設定せず、実績表示とする。

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】
☐ 無 ☒ 有 受診率向上をさらに図る必要がある。

【④民間事業との競合】
☐ 無 ☒ 有 医療機関等において人間ドックを実施している。
 本市の各種健康診査の対象者は上記以外の者である。

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】
☒ 増加傾向 ☐ 不変 ☐ 減少傾向 健康診査の受診者が増加している。
 平成11年度56,525人 平成12年度57,522人
 平成13年度62,926人

【⑥市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	生活習慣病を早期発見、早期治療をすることで、増大する医療費の抑制につながる。 ・老人保健法第16条 ・「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」平成10年3月31日 老健第64号 老人保健課長通知
【⑦事業外部の条件整備(関連事業等)】	
○ 問題無 ● 要配慮	検診の精度向上と検診体制について、医師会等関係機関と検討する。

06保健 11

事業説明シート	13 地域保健推進員活動支援事業(継続)
---------	----------------------

部局課所 保健所保健予防課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 5項 健康教育および相談・指導体制の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【①事業の目的】 市民が地域で健康づくりを主体的に行うことができるよう、保健推進委員の設置を働きかけ、その活動を支援する。	【②事業の対象】 市内全地区（39地区）。
【③全体事業概要】 地域ぐるみの健康づくりを推進するため、地域の中に保健推進員を設置し、疾病予防や健康増進について、地域に根ざした活動ができるよう支援する。 <地域保健推進員の活動内容> ①健康教室等の開催、②子育て支援活動、③ふれあい元気教室の協力、④健康診査の勧奨等	【④新年度事業概要】 ・保健推進員の資質向上と情報交換のため、会長会、中堅リーダー研修会、全市保健推進員研修会を開催し、活動の活性化を図る。 ・ふれあい元気教室の協力を通し、今後必要となる高齢者の介護予防の実践活動に結びつける。 ・健康秋田市21計画策定後、さらに生活習慣病の一次予防を広く啓発する役割が重要になる。
【⑤備考】 少子高齢化や都市化が進む状況下、生活習慣病の一次予防啓発活動の必要性等が増す中で今後の地域保健活動の要となる。	【⑥国県施策名】 老人保健事業 【⑦国補助率】 1／3 【⑧県補助率】 1／3 【⑨起債充当率】

事業評価シート	13 地域保健推進員活動支援事業(継続)
---------	----------------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	事業参加者数に対する保健推進員数の割合				
選定理由					
計算・推計方法	保健推進委員会が開催している事業への参加者数/保健推進員数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標					
実績	14.1人				

【②事業成果指標・備考】

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】

● 無 ○ 有

【④民間事業との競合】

● 無 ○ 有

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】

● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向
 保健推進委員会の活動を支援することにより、市民主体の健康づくりを効率的に進めることができる。
 ・保健推進員数
 平成11年度1,208人 平成12年度1,228人
 平成13年度1,209人
 ・保健推進委員会が開催している事業への参加者数
 平成11年度18,203人 平成12年度16,745人 平成13年度17,097人

【⑥市が今行う必要性】	
○ 無 ● 有	介護予防、医療費抑制の面から、健康秋田市 2 1 の策定後、保健推進員活動を通して生活習慣病の一次予防を広く啓発する必要がある。 ・「2 1 世紀における国民健康づくり運動の推進について」平成 12 年度 3 月 31 日 健医発第 612 号 保健医療局長通知 ・「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」（改正）平成 12 年 3 月 厚生省告示第 143 号
【⑦事業外部の条件整備(関連事業等)】	
○ 問題無 ● 要配慮	「保健推進員会」が地域で活動しやすくするため、他組織に対し、保健推進員会の活動を P R する。

事業説明シート	14 予防接種事業(継続)
---------	---------------

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 1項 感染症予防対策等の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【①事業の目的】 感染症の発症およびまん延を予防する。	【②事業の対象】 乳幼児（生後3月～90月） 小・中学生 高齢者（65歳以上）
【③全体事業概要】 予防接種法に基づく予防接種 ・個別接種5 麻しん、風しん、三種混合、日本脳炎 インフルエンザ ・集団接種3 ポリオ、二種混合、風しん（経過措置） ・基礎疾患を有する児を対象とした特別予防接種 ・協力医師等を対象とした予防接種研修会 ・健康被害者に対する医療費等の支給	【④新年度事業概要】 予防接種 60,937人 平成8年度から実施の日本脳炎（個別接種）のⅡ期接種対象者が増加時期にあたる。また、Ⅱ期Ⅲ期からの基礎免疫接種者も公費負担の対象にする。 対象児童数 1,028人 必要事業費 4,500千円 特別予防接種 30人 研修会（講演会） 80人 健康被害医療給付 1人
【⑤備考】 （過去3年間実績） H11 集団 12,519人、個別 25,137人 H12 11,478人、23,804人 H13 10,234人、39,041人	【⑥国県施策名】 予防接種事故処理費 【⑦国補助率】 1/2 【⑧県補助率】 1/4 【⑨起債充当率】

事業評価シート	14 予防接種事業(継続)
---------	---------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	予防接種者数				
選定理由	接種状況が感染症対策の推進状況を表す。				
計算・推計方法	出生数、児童生徒数、65歳以上の老人数から推計				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		57,732人	60,937人	60,937人	60,937人
実績	49,275人				

【②事業成果指標・備考】
 事業成果指標としては各々の感染症の発症患者数や率が考えられるが、感染症の発症は流行に左右される部分も大きいほか、幼児や小・中学生といった年齢別の実態把握ができないため、予防接種を実施した成果として、将来の患者数や発症率の推計を行うことは困難である。よって、指標はアウトプットである予防接種者数とした。

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
○ 無 ● 有	集団接種方式から個別接種方式への切り替えにより、相談時間延長やプライバシー保護が図られる。

【④民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	予防接種法に基づき市が行うもの。(予防接種法第3条1項)

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】

☒ 増加傾向 ☐ 不変 ☐ 減少傾向	対象となる乳幼児、児童生徒数が減少するが、日本脳炎のⅡ期Ⅲ期接種対象者と高齢者を対象としたインフルエンザ予防接種の実施により、全体では対象者数が増加する。
---	---

〔⑥市が今行う必要性〕	
☐ 無 ☒ 有	予防接種法に基づき市が行うもの。(予防接種法第3条1項)

〔⑦事業外部の条件整備(関連事業等)〕	
☒ 問題無 ☐ 要配慮	

事業説明シート	15 結核予防接種事業(継続)
---------	-----------------

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 1項 感染症予防対策等の充実
 重点テーマ 1 少子長寿社会への対応

【①事業の目的】 結核の予防と早期発見。	【②事業の対象】 乳幼児（4歳未満） 小・中学校1、2年生（市立）
【③全体事業概要】 結核予防法に基づき、ツベルクリン反応検査、BCG接種を実施する。 ・厚生科学審議会感染症分科会合同委員会は平成14年6月、ツ反BCG接種について小中学生のツ反BCG接種を廃止し、生後6カ月までに1回のみBCG直接接種を導入することで合意した。 実施時期等については厚生労働省の動向をみて対応する。	【④新年度事業概要】 平成15年度事業概要 集団接種対象者（）内は陰性率 ・小学1、2年生 ツ反 4,554人 BCG 2,277人(50%) ・中学1、2年生 ツ反 3,295人 BCG 659人(20%) ・乳幼児 ツ反 2,900人 BCG 2,900人(100%)
【⑤備考】 (過去3年間実績) H11 ツ反 11,566人、BCG 5,686人 H12 ツ反 11,205人、BCG 5,231人 H13 ツ反 11,167人、BCG 4,995人	【⑥国県施策名】 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】

事業評価シート	15 結核予防接種事業(継続)
---------	-----------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	乳幼児ツベルクリン反応検査注射率				
選定理由	接種状況を表す。				
計算・推計方法	接種数／対象乳児数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		ツ反11,034人 BCG4,854人	ツ反10,749人 BCG5,836人	ツ反10,749人 BCG5,836人	ツ反10,749人 BCG5,836人
実績	ツ反11,167人 BCG4,995人				

【②事業成果指標・備考】
目標設定せず、実績表示とする。

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】

○ 無 ● 有 集団接種方式から個別接種方式への切り替えにより、相談時間延長やプライバシー保護が図られる。

【④民間事業との競合】

● 無 ○ 有 結核予防法に基づき市が行うもの。
(結核予防法第4条3項)

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】

○ 増加傾向 ○ 不変 ● 減少傾向 対象となる乳幼児、児童生徒数が減少している。

【⑥市が今行う必要性】

○ 無 ● 有	結核予防法に基づき市が行うもの。 (結核予防法第4条3項)
---------	----------------------------------

[⑦事業外部の条件整備(関連事業等)]	
○ 問題無 ● 要配慮	ツ班・BCGについて、厚生労働省の動向に配慮が必要

06保健 15

事業説明シート	19 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）（継続）
---------	-------------------------------

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 3項 社会的自立と社会参加の促進
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【①事業の目的】 地域において精神障害者グループホーム（共同生活を営む精神障害者に対し、食事提供等の生活援助体制を備えた形態。）での生活を望む精神障害者に対し、日常生活における援助等を行い、地域での自立生活を助長し、社会復帰および自立の促進を図る。	【②事業の対象】 精神障害者 2,958人（14年4月現在） ・精神障害者グループホーム 秋田市内6カ所、定員39人 秋田市外秋田市対象分 2人
【③全体事業概要】 事業を行う精神障害者グループホームに対し、利用状況に応じて運営費を補助する。 （事業者が県へ届出をすることにより、市の指定の対象となる） 平成15年度新たに1カ所が事業開始予定。（定員10人） ・医療法人仁政会	【④新年度事業概要】 事業を行う精神障害者グループホームに対し、利用状況に応じ運営費を補助する。
【⑤備考】 これまでは県が実施してきたが、精神保健福祉法の改正により、平成14年度以降は市が実施するもの。 負担割合：国1/2、県1/4、市1/4（国庫補助は間接補助）	【⑥国県施策名】 精神障害者地域生活援助事業 【⑦国補助率】 1/2 【⑧県補助率】 1/4 【⑨起債充当率】

事業評価シート	19 精神障害者地域生活援助事業（グループホーム）（継続）
---------	-------------------------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	グループホーム利用者数(人)				
選定理由	福祉サービスの利用実態が明確なため				
計算・推計方法	グループホーム利用者数(人)				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		29人	39人	39人	39人
実績					

【②事業成果指標・備考】 目標設定せず、実績表示とする。
--

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】	
● 無 ○ 有	

【④民間事業との競合】	
● 無 ○ 有	精神保健福祉法第51条第1項の規定により市が補助を行う。

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】	
● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向	障害者の自立生活を支援する施設は不足しており、支援体制の充実が求められている。

【⑥市が今行う必要性】

○ 無 ● 有	精神保健福祉法第51条第1項の規定により市が補助を行う。
---------	------------------------------

[⑦事業外部の条件整備(関連事業等)]	
● 問題無 ○ 要配慮	

06保健 19

事業説明シート	20 精神障害者ホームヘルパー派遣事業(継続)
---------	-------------------------

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 1項 在宅サービスの充実
 重点テーマ 市民共生社会の実現

【①事業の目的】 ノーマライゼーションの理念のもと、精神障害者が自立した居宅生活ができる地域づくりを推進する。そのため、日常生活を営むのに支障のある精神障害者に対し、ホームヘルパーを派遣して家事援助等の必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰促進を図る。	【②事業の対象】 精神障害者 2,958人（14年4月現在）
【③全体事業概要】 身辺の清潔保持等の身体介護や、調理・買い物等の家事援助を必要とする精神障害者の居宅にホームヘルパーを派遣し、日常生活を支援するとともに、社会生活能力を向上させる。 （事業者が県へ届出をすることにより、市の指定の対象となる）	【④新年度事業概要】 対象者見込み:22人 （内訳）家事援助20人 身体介護 2人
【⑤備考】 精神保健福祉法の改正により、平成14年度以降、ホームヘルプなどの在宅福祉サービスが市町村の業務として規定された。	【⑥国県施策名】 精神障害者居宅介護等事業 【⑦国補助率】 1/2 【⑧県補助率】 1/4 【⑨起債充当率】

事業評価シート	20 精神障害者ホームヘルパー派遣事業(継続)
---------	-------------------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	ホームヘルプサービス対象者数				
選定理由	在宅福祉サービスの提供量を明確に表す。				
計算・推計方法	ホームヘルプサービス対象者数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		18人	22人	26人	30人
実績					

【②事業成果指標・備考】

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】

● 無 ○ 有

【④民間事業との競合】

● 無 ○ 有

精神保健福祉法の規定により、市町村の業務として実施する。（精神保健福祉法第50条の3）

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】

● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向

障害者が地域で安心した生活を送るためには、在宅福祉サービスの充実が不可欠であり、ノーマライゼーションの進展とともに更なる体制整備が求められている。

【⑥市が今行う必要性】

○ 無 ● 有	精神保健福祉法の改正により、平成14年度から市町村の業務として実施することが新たに規定された。（精神保健福祉法第50条の3）
---------	--

[⑦事業外部の条件整備(関連事業等)]	
● 問題無 ○ 要配慮	

06保健 20

事業説明シート	21 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）（継続）
---------	-----------------------------

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 1項 在宅サービスの充実
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【①事業の目的】 精神障害者を介護している家族が病気やその他の理由により、居宅介護が一時的に困難になった場合、施設に短期間入所（ショートステイ）させて介護等を行い、精神障害者の福祉の向上を図る。	【②事業の対象】 精神障害者 2,958人（14年4月現在） ・精神障害者ショートステイ 秋田市内2床
【③全体事業概要】 精神障害者ショートステイ施設に対し、利用状況に応じ事業費を補助する。 （事業者が県へ届出をすることにより、市の指定の対象となる） ・すずらん 運営主体、医療法人久盛会 ・紫陽花（平成15年2月開設予定） 運営主体 医療法人回生会 利用期間、原則として7日以内	【④新年度事業概要】 精神障害者ショートステイ施設に対し、利用状況に応じ事業費を補助する。 利用者32人×1利用につき7日＝延べ224日 ・内訳 生保受給者 84日 その他 140日 計 224日
【⑤備考】 これまでは県が実施してきたが、精神保健福祉法の改正により、平成14年度以降は市が実施するもの。 負担割合：国1/2、県1/4、市1/4（国庫補助は間接補助）	【⑥国県施策名】 精神障害者短期入所事業 【⑦国補助率】 1/2 【⑧県補助率】 1/4 【⑨起債充当率】

事業評価シート	21 精神障害者短期入所事業（ショートステイ）（継続）
---------	-----------------------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	ショートステイ利用状況				
選定理由	福祉サービスの利用実態が明確であり、在宅福祉の推進状況を表す。				
計算・推計方法	利用者数×利用日数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標		112日	224日	224日	224日
実績					

【②事業成果指標・備考】
 本事業は施設の運営に対する補助事業であり、補助金を支出したことによる将来の事業成果指標を表すことは困難なため、指標はアウトプットデータとしたもの。

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】
 ● 無 ○ 有

【④民間事業との競合】
 ● 無 ○ 有 精神保健福祉法第51条第1項の規定により市が補助を行う。

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】
 ● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向 在宅福祉サービスの充実が求められている。

[⑥市が今行う必要性]	
○ 無 ● 有	精神保健福祉法第51条第1項の規定により市が補助を行う。

[⑦事業外部の条件整備(関連事業等)]	
● 問題無 ○ 要配慮	

06保健 21

事業説明シート	22 精神障害者小規模作業所育成事業(新規)
---------	------------------------

部局課所 保健所健康管理課
 総合計画 3章 安心して健康に過ごす助け合いのまち
 2節 障害者保健・福祉の充実
 3項 社会的自立と社会参加の促進
 重点テーマ 地方分権推進による市民主体の都市個性づくり

【①事業の目的】 精神障害者の社会復帰と社会参加を図る目的に作業訓練および生活指導を行う小規模作業所を、現在の南浜第一福祉授産所内（H14年10月移転予定）に新たに小規模作業所を設置する。	【②事業の対象】 精神障害者（2,958人）のうち32人（平成14年4月1日現在）
【③全体事業概要】 精神障害者の自立のために必要な訓練や指導等を行い、社会復帰の促進を図るため公設民営による小規模作業所を設置し、その運営を精神障害者地域家族会に委託する。	【④新年度事業概要】 ＊秋田市福祉授産所法定移行後の現在の南浜第一福祉授産所内に小規模作業所を設置することにより、精神障害者の社会復帰を促進するとともに、市内の地域バランスを図る。
【⑤備考】 障害者プラン数値目標に位置付け。	【⑥国県施策名】 秋田県精神障害者小規模作業所補助金 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 1 / 2 【⑨起債充当率】

事業評価シート	22 精神障害者小規模作業所育成事業(新規)
---------	------------------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	待機者数				
選定理由	在宅福祉の進捗状況を表す。				
計算・推計方法	待機者数				
留意事項					
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標			20人	20人	20人
実績					

【②事業成果指標・備考】

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】

● 無 ○ 有

【④民間事業との競合】

● 無 ○ 有

【⑤住民ニーズ、行政需要の動向】

● 増加傾向 ○ 不変 ○ 減少傾向 障害者の訓練、生活指導の場として充実が求められている。待機者がいる。

【⑥市が今行う必要性】

○ 無 ● 有 精神障害者の施設が不足しており、障害者の社会復帰のためにも必要である。

[⑦事業外部の条件整備(関連事業等)]	
● 問題無 ○ 要配慮	

06保健 22

事業説明シート	24 動物愛護センター（仮称）建設事業(新規)
---------	-------------------------

部局課所 保健所衛生検査課
 総合計画 3章 安心して健康にすごす助け合いのまち
 5節 保健・衛生体制の充実
 7項 動物の愛護および適正飼育の推進
 重点テーマ 3 市民共生社会の実現

【①事業の目的】 中核市の抑留施設設置義務に基づく抑留施設と、現在保健所車庫の一角において、暫定的な施設で行っている不用犬猫の引き取り及び負傷動物の収容業務のための施設を建設し、動物関係業務をより効率的、効果的に行う。 同時に、市民が気軽に利用できるふれあい広場（ドッグラン）、多目的ホールを設置し動物愛護の拠点施設として、市民への動物愛護と適正飼育の普及を図る。	【②事業の対象】 捕獲 犬 9年度 397頭 うち返還 26頭 10年度 267頭 うち返還 34頭 11年度 176頭 うち返還 39頭 12年度 210頭 うち返還 45頭 13年度 165頭 うち返還 39頭 引取 犬 引取 猫 11年度 122頭 11年度 327匹 12年度 65頭 12年度 287匹 13年度 101頭 13年度 471匹
【③全体事業概要】 1. 犬猫の譲渡 2. 飼い方の基礎訓練教室の開催 3. ドッグランの開設 4. 犬猫とのふれあいの場の提供 5. 不要犬猫の引き取り 6. 負傷動物の収容 7. 犬の抑留	【④新年度事業概要】
【⑤備考】 総敷地面積 2,740㎡ 平成15年度 建物(1階建) 130㎡(成犬室、観察室、収容室等) 平成16年度 ドックラン・駐車場(約28台) 2,610㎡ 平成17年度 建物 105㎡(普及啓発室、モデル犬室等)	【⑥国県施策名】 【⑦国補助率】 【⑧県補助率】 【⑨起債充当率】

事業評価シート	24 動物愛護センター（仮称）建設事業(新規)
---------	-------------------------

【①事業成果(アウトカム)指標】					
指標	保健所への犬の登録頭数				
選定理由	この事業に対する需要の動向が分かる。				
計算・推計方法					
留意事項	未登録の飼い犬は多い。				
指標の推移	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度
目標	10,204頭	10,752頭	10,752頭	10,752頭	10,752頭
実績	10,752頭				

【②事業成果指標・備考】
 平成13年度登録頭数 10,752頭

【③事業手法・推進体制等見直しの余地(コスト削減、費用対効果向上)】

● 無 ○ 有

【④民間事業との競合】

● 無 ○ 有

しつけ方教室・個人的にしつけ方教室を開催(1名)。
 ドッグラン 市内にはないが、岩城町に1施設
 *平成12年度利用者数 1634人

